

『言経卿記』と『太平記』 (一)

— 『太平記』 受容史のひとこま —

加 美 宏

はじめに

中世から近世へ、という時代の大きな転換期を生きた一人の公家山科言経（一五四三〜一六一一）の日記『言経卿記』が、『太平記』受容に関するいくつかの記事を載せていることは、すでに、福田秀一氏の「太平記享受史年表 中世」（『成城文芸』第三十五号、昭39・3）や、小川要一氏の「言経と『太平記』（『中世文芸』第三十九号、昭42・11）に紹介、引用されている。ただし福田氏の「年表」は、昭和三十四年から継続刊行中の大日本古記録『言経卿記』（岩波書店）の第一冊〜第三冊（天正四年五月〜天正十七年十二月）を、小川氏の論考は、同じく第一冊〜第五冊（天正四年五月〜文祿二年十二月）を、それぞれ対

象とされたものである。

小稿では、こうした両氏の紹介以後に公刊された『言経卿記』（現在、第十一冊目まで刊行）の『太平記』受容に関する記事を拾い、あわせて同書の『太平記』関係記事が、『太平記』の受容史を考える上で、どのような問題を提起し、どのような意味を持つかという点について、多少の考察を加えてみたいと思う。

一

『言経卿記』は、天正四年（一五七六年）、言経三十四歳の時に始まり、慶長十三年（一六〇八）、言経六十六歳で終っており、途中、一部の年月を欠いているが、信長・秀吉・家康の三代、

ほぼ三十年にわたる日記である。

官経は正二位権大納言官経（一五〇七―一五七九、『官経卿記』の筆者）の長子であり、自身も正二位権中納言に叙せられた公卿であるが、天正十三年（一五八五）勅勘を蒙り京を追放されてから十三年余にわたって、市井の素人医者として、公家・武家のみならず、大衆の診療に当った人だけに、その日記は、「支配者の興亡常なく、有為転変の世に、日常生活を営みつづけた民衆の世相を伝える生きた記録である^{（注）}」といわれている。

また官経は、きわめて多芸・多趣味の人であったから、『官経卿記』は、家業であった有職故実や音楽に関する記事、或いは生業とした医薬関係記事ばかりでなく、広く文学・芸能に関する記事の宝庫である。

この『官経卿記』は、現在までに、天正四年正月から慶長七年（一六〇二）十二月まで（東京大学史料編纂所所蔵の原本でいえば、二十四冊分）が刊行されており、慶長八年から同十三年まで（原本でいえば八冊分）が未刊である。

そこで、まずはじめに、既刊分の同書の中から、『太平記』受容に関する記事をすべて摘出して、一覧することにした（便宜上、福田・小川両氏によって紹介・引用されたものもふくめることとする）。

天正四年（一五七六） 官経二十四歳、此年、信長、安土城

を築き、ここに移る。

1、竹内左兵（志）二太平記一・三卷令借用了、（六月十三日）

2、竹内左兵へ太平記一卷返之、二卷借用了、（六月十五日）

3、竹内兵へ太平記二・三卷返之、同四・五卷令借用了、（六月廿四日）

4、竹兵へ太平記四・五卷返之、（六月廿五日）

5、竹兵二太平記六・七卷令借用了、（六月廿六日）

6、竹兵へ太平記六・七卷返之、（七月十二日）

7、竹兵二太平記八・九令借用了、後刻返之、（七月十三日）

8、竹兵二太平記十二・十三令借用了、（十二月四日）

9、竹兵へ太平記十二・十三等返了、又十四・十五借用、到来

了、（十二月八日）

10、竹兵へ太平記十四・十五卷返了、（十二月九日）

11、竹兵二太平記十六・十七卷令借用、到来了、（十二月十日）

12、竹兵へ太平記十六・十七卷返了、（十二月十二日）

13、竹兵二太平記十八・十九卷令借用之、到来了、（十二月十

三日）

14、竹兵へ太平記十八・十九卷返了、廿・廿一卷令借用了、（十

二月十八日）

15、竹兵へ太平記廿・廿一卷返之、(十二月廿七日)

天正十一年(一五八三) 官経四十一歳、此年、秀吉、大阪城を築き、ここに入る。

16、楠甚四郎へ罷向了、白粥有之、次太平記一卷半分程読了、

(八月二日)

17、太平記一卷、竹内ニ令借用了、(八月二日)

18、太平記一卷奥分、甚四郎可聞之由有之間、読之、(八月四日)

19、竹内刑部卿へ太平記一之卷返之、(八月七日)

天正二十年(一五九二)、此年十二月八日に文祿と改元 官経五十歳、此年、秀吉、肥前名護屋に赴く(文祿の役)。

20、幽庵被来了、太平記十一ヨリ十五卷マテ持来了、令借用了、

(正月廿九日)

21、幽庵へ太平記十一・二・三卷等返之、(二月十五日)

22、幽庵太平記一・二・三卷持来云々、(二月廿八日)

23、幽庵ヨリ太平記一卷ヨリ五マテ借给了、右近本也云々、(四月廿九日)

月一日)

24、西御方へ可来之由有之間、罷向診脉了、酒有之、後刻又罷向了、御灸治也、太平記一・二・三之卷読之、(四月四日)

25、幽庵へ太平記一・二之卷返之、(四月四日)

26、西御方へ罷向診脉了、(中略)次太平記四・五之卷読之、

(四月六日)

27、幽庵来了、太平記二・四・五卷返之、又七ヨリ十三之卷マテ持被来了、(四月七日)

(三カ)

28、西御方へ可来由有之間罷向了、白粥有之、太平記七・八・九之卷読之、(四月十三日)

(四カ)

29、西御方へ罷向、酒有之、太平記十二之卷読之、(四月十五日)

(五カ)

30、幽庵へ封顔了、太平記七・八・九卷返之、又同十四五卷借用了、(四月十五日)

(六カ)

31、西御方へ夕浪ニ可来之由有之間罷向、太平記十二卷半册程読之、(四月十七日)

(七カ)

32、西御方へ罷向、白粥有之、下間少進法印妻振舞也、次太平記十二卷少読之、(四月廿日)

(八カ)

33、西御方へ可来之由有之間、御児御方ヨリ御振舞有之、濟々儀也、次太平記十二卷ヨリ同十三卷半分程読之、(四月廿一日)

(九カ)

一日)

34、西御方へ可来由申間罷向、灸治也、太平記十三・十四之卷説之、(四月廿四日)

35、西御方へ罷向、太平記十五之卷説之、(五月九日)

36、幽庵へ罷向、酒有之、太平記十之卷ヨリ十五之卷ニ至テ返了、(五月九日)

37、幽庵ヨリ太平記音訓并十七八九廿之卷持借給了、(五月十日)

38、西御方へ罷向、太平記十七之卷説之、(五月十六日)

39、西御方へ罷向、診脉了、煎薬三包進了、太平記十六之卷三四枚程説之、(五月十七日)

40、西御方ニテ太平記十八之卷説之、(八月廿八日)

41、幽庵へ三愛記・太平記音訓・同十七卷等返了、(十月五日)

慶長三年(一五九八) 言経五十六歳、未だ勅勘を許されず。

此年八月、秀吉没。

42、門跡御ウへへ罷向、川芎茶調散二十服進了、同御乳人へ同

十服遣了、太平記(二之卷)卷説之、(八月三日)

43、門跡御ウへ(改)罷向、太平記二・三之卷説之、(八月八日)

44、門跡御ウへへ罷向了、太平記四之卷説之、(八月十日)

45、門跡御ウへへ罷向了、太平記五之卷説之、(八月廿六日)

46、門跡御ウへへ罷向了、酒有之、次太平記五・六・七卷説之、(八月廿九日)

47、門跡御ウへへ罷向了、太平記八之卷説之、(九月三日)

48、門跡御ウへへ罷向了、太平記九之卷説之、末八九枚残了、(十月二日)

慶長七年(一六〇二) 言経六十歳、正二位に昇り、家康よ

り知行所二百石を受く。

49、備前守へ立寄了、茶子有之、太平記廿一册借用了、(五月

八日)

50、備前守へ通りサマニ太平記廿一册返之、(五月廿五日)

右の五十項目の中、今回新たに掲出したものは、3・4・5

28、および42・50の十三項目であり、それ以外は、すでに福田

・小川両氏によって紹介されたものである。

さて、『言経卿記』既刊行分より摘出した、右の『太平記』受容記事を一覧して、まず気がつくことは、五十回という頻度数の多きである。一個人の日記に、これだけ多くの『太平記』受容記事が載せられているのは、空前であり、おそらく絶後でもあろう（しかも同記未刊行部分からさらに発見される可能性も充分考えられるのである）。ちなみに、同記以外の中世の日記類に記載されている『太平記』受容記事について、その頻度数（回数）を、多いものから十位までかかってみよう。

| | |
|----------|----|
| 1、実隆公記 | 20 |
| 2、親長卿記 | 14 |
| 3、宣胤卿記 | 10 |
| 3、多聞院日記 | 10 |
| 5、看聞御記 | 9 |
| 6、言経卿記 | 8 |
| 6、十輪院内府記 | 8 |
| 8、上井覚兼日記 | 6 |
| 9、兼見卿記 | 5 |
| 10、経覚私要抄 | 4 |

これを見ても、『言経卿記』の五十回という頻度数が、いかに図抜けたものであるか、瞭然としよう。

しかもこの『言経卿記』の『太平記』受容記録は、単に量的に多い点にのみ特色があるのではなく、受容資料としての質という面でも、すこぶる注目すべきものである。

五十回のうち半数に近い二十一回は、言経が、楠正辰・興正寺左超室・本願寺光昭室などに『太平記』を読み聞かせた記録であり、中世末期から近世初頭にかけての『太平記』受容の実態をさぐる上で、貴重な資料を提供してくれているのである。

また残りの二十九回は、いずれも『太平記』写本および注釈書の貸借の記録であって、古活字版（注）が開板される直前における『太平記』伝本の流布・流通の状況をうかがう資料としても重要である。伝本といえ、23には、「右近本」という、今は不明の『太平記』伝本の名も見えている。

さらに37および41に記されている「太平記音訓」も、現在伝わらないが、『太平記』中の難語・熟語などの音訓を注した一種の注釈書と思われる。後藤丹治氏（注）もいわれているように、『太平記音義』などと同類のものであろうが、『太平記聞書』、『太平記賢愚抄』（一五四三年成立）といった初期の注釈書と、本格的な注釈書『太平記鈔』（二六一〇年刊行）との中間の時期に位置するものであり、受容史のみならず、『太平記』の注釈史・研究史の上でも注意せられるのである。

このように「言経卿記」の「太平記」関係記事は、中世期末から近世期初頭における、量質ともに注目すべき「太平記」受容資料であると思われる、検討すべき問題点も少なくないように見うけられる。以下、小稿では、こうした問題点をいくつかとり上げて、順次、検討を加えることにしたい。

三

まず天正四年の1-15、および天正十一年の17・19の記事で、言経が「太平記」を借覧している「竹内左兵」「竹内兵」「竹兵」「竹内」「竹内刑部卿」とは、「大日本古記録」が注記しているように、竹内左兵衛督長治のことである。長治は、清和源氏より出た公家竹内氏流で、正三位季治の子、天正二年左兵衛督、天正八年刑部卿となり、天正十四年には正三位に叙せられている。

この長治について、小川要一氏^(注4)は、「竹内系図」(統群書類従系図部所収)の長治の項に、

元亀七年十二月三十日従五位上、左兵衛佐、刑部卿、正三位、
天正十年四月七日卒、五十一歳。

と注記されていることを引かれて、長治が天正四年当時四十五

歳であったことなどを考証されている。しかし、天正十年四月に死去したはずの人物から、天正十一年八月になって、言経が「太平記」を借りるというようなことはあり得ないであろう。「竹内系図」にみえる長治の没年(天正十年)は、おそらく誤りであり、「公卿補任」や「諸家伝」記すところの天正十四年七月卒が正しいものと思われる。したがって天正四年に長治は四十一歳ということになるわけである。この年長治は正四位下に叙せられ、左兵衛督の職にあった。

一方、言経は、この年三十四歳、正三位参議左衛門督であったが、竹内長治とは親交があったようである。「言経卿記」によると、天正四年六月あたりから、竹内長治邸での蹴鞠に、言経もしばしば参加しているし(同記天正四年六月十一日条ほか)、「太平記」ばかりでなく「風之本」(謡曲本)なども竹内から借りている(同記天正四年四月廿八日条)。また言経の方から竹内に、同家系図を貸したとの記事もみえる(同記天正四年六月十八日条)。

こうした親密な交流の中で、言経は、天正四年六月から十二月までの半年の間に、竹内から、「太平記」巻一-巻廿一(うち巻十・十一は記録されていない)を、ほぼ二巻単位で断続的に借りては返し借りては返ししているわけである。巻二十二(欠

卷のある本とすれば卷二十三以後を借覧したかどうかは、天正五年の日記が伝わらないので、不明である。

『言経卿記』の記録は、単に貸借の事実を誌すのみで、言経が竹内から何のために『太平記』を借りたのかも明らかではない。例えば六月廿四日に四巻・五巻を借りて、翌日返却したり、七月十三日などは、八巻・九巻を借りて、その日のうちに返したりしているのであるから、書写などをしていことは考えられず、ざっと通読するとか、何かの調査のために捨い読みするといった程度のことであつたらうと思われる。

天正十一年八月二日に、言経が竹内から『太平記』一巻を借りているのは、同日および八月四日に、楠甚四郎に『太平記』一巻を読み聞かせているから、小川氏（はせ）もいわれているように、おそらくそのために借りたのであろう。天正二十年に、興正寺左超室のために『太平記』を読んだ場合も、幽庵（易林）に借りた本を用いているようである。どうやら言経は、自身では『太平記』伝本を所持せず、必要に応じて知人から借覧していたと考えられるのである。ここらあたりにも、古活字版開版以前における、『太平記』伝本の案外に稀少な流布状況がうかがわれよう。

四

次に、天正十一年八月二日および同月四日に、言経から『太平記』一巻の「半分程」と「奥方」を聴聞している「楠甚四郎」について検討してみよう。楠甚四郎の名は、天正十年頃から、『言経卿記』にしばしば登場するが、彼が、信長・秀吉の右筆役であり、楠木正成の子孫と称した大鑿正虎（楠長譜）の子であり、その妻は、言経室（冷泉為益女）の妹であつたことは、同記天正十年四月廿六日条に、

次楠長（通）安子息甚四郎へ罷向了、冷泉ヨリ樽代、予一荷兩種、同女房衆北向イモト、盃各、等遣了。

とあることで判然としている。

天正十二年頃からは、「楠甚兵衛」となるが、これが「楠甚四郎」の後身であることは、『言経卿記』天正十二年十月十二日条に、

楠甚兵衛妻北向イモト、朝浪呼之、来談了、とあることで、これも明らかである。また同記天正十六年四月十六日条に、

楠長左兵衛門尉妻北向へ被来了、（後略）

とあり、同年同月廿六日条に、

楠^(長親)左衛門尉ニテ朝凜有之、次東寺内伽藍共并庭共見物ニ北向被行、楠長左衛門尉妻同道、(後略)

とあるから、同人はさらに「楠長左衛門尉」と称したようである。

彼の父大饗正虎(後の楠長譜)は、はじめ甚四郎と称したといわれ、また正覚院本「楠氏系図」^(注7)には、「初名大饗長左衛門」ともあるから、彼も父の名を襲つて「甚四郎」「長左衛門(尉)」と称したものと思われる。

ところが、「言経卿記」天正十八年七月廿九日条には、北向イモト京都ヨリ下向也、夫義絶之儀ニ付而也、

と見えるから、言経室の妹は、夫である「楠長左衛門尉」に離別されたらしい。それ以後、彼女は「御春」の名で同記に登場するようになる(同記慶長元年二月一日条ほか)。

しかし、楠長左衛門尉と御春との間に出来た子供と推定される楠豊寿丸(同記慶長二年八月廿六日条ほか)や楠御長(同記文祿元年正月十九日条ほか)、或いは楠長左衛門尉の父長譜の後室妙貞(同記慶長二年七月八日条ほか)などは、その後もしばしば山科言経家に入出入りしているから、二人の離別後も、山科家と楠家との交流は途絶しなかったものようである。

なお蛇足であるが、慶長三年あたりから、多く「楠甚四郎祖

母」という形で、「言経卿記」に登場するようになる「楠甚四郎」(同記慶長三年七月十二日条ほか)は、前記のように天正年間と言経と親交のあった「楠甚四郎」(「楠甚兵衛」「楠長左衛門尉」と同一人物でないことはいうまでもなく、おそらくその長子の豊寿丸が、慶長三年頃から、改名して「楠甚四郎」を名乗ったものと思われる。前記のように楠長譜以後、楠家には、幼名を「甚四郎」と称する慣例があったものようである。

五

ところで、この楠長譜の子「甚四郎」(後の「甚兵衛」「長佐衛門尉」)について、「大日本古記録」では、「言経卿記」天正十二年十月十二日条で、「楠甚兵衛」に「成辰、モト甚四郎正辰」と傍注するほかは、ほとんど一貫して、「正辰」と注している。これはもちろん、しかるべき資料に拠られたものと思われるが、少なくとも楠氏などの系譜類には、「正辰」或いは「成辰」の名は見当らないようである。正虎(長譜)の後について、例えば、群書類従本「楠氏系図」は

正虎 — 正広
 |
 └ 女子

とし、統群書類従本「楠氏系図」別本は

正虎
├── 玄正
└── 利正

としている。

また楠甚四郎（甚兵衛・長左衛門尉）の妻（御春）の実家に
あたる冷泉家の系譜類をみても、例えば、統群書類従本「御子

左系図」には、

為益
├── 隆昌
├── 為満
├── 女子早世
├── 女子中納言経重
├── 女子為子
└── 女子陽光院局

とあり、「系図纂要」の「冷泉」（藤原朝臣姓）には、

為益
├── 為満
├── 隆昌
├── 女権中納言経卿室
├── 女陽光院女房
└── 女興正寺権僧正顯尊室

とあって、山科首経や興正寺顯尊（佐超）の名はみえるが、楠

「正辰」「成辰」の名はみえない。

これらの系譜中に付せられた注記などをみても、「甚四郎正辰」
或いは「甚兵衛成辰」に比定すべき人物を発見することができ
ないのであるが、ただ一つだけ注意をひくのは、「系図纂要」の
「楠氏」系図が、正虎の長子正広の項に、「長庵 号楠不傳雲川
先生」と注記していることである。「長庵」は父正虎の号であり、
誤って子の号としたものと思われるが、問題は次の「楠不傳」
という号である。

日本兵法史の世界には、天正・慶長の頃に活躍した兵法家と
して「楠不伝正辰」なる人物が登場する。楠正成を祖と仰いで、
近世初期あたりから盛行する、いわゆる楠流兵法の一派、南木
流中興の祖とされている人物である。「不伝」という号を手が
かりとして推論すれば、「系図纂要」にみえる「楠不伝正広」は、
即ちこの「楠不伝正辰」であるという可能性も考えられるので
ある。現に、島田貞一氏「楠流兵法」（日本兵法全集六「諸流兵
法」上巻、昭42、「総論—日本兵法学の諸流」のうち）や、石岡
久夫氏の「日本兵法史」上巻（昭47、一八五頁）などは、南木
流の「楠不伝正辰」の出自・伝記について、諸説があつて不明
の点が多いとされながらも、その有力な該当人物として、
『首経卿記』に登場する「楠甚四郎」（後の「楠甚兵衛」）を挙

げていられるのである。

そして両氏は、その一つの傍証として、楠基四郎が、山科言経から軍敗兵法を学んでいることを指摘されている。すなわち

『言経卿記』天正十一年八月十一日条に、

楠基四郎入来了、軍敗弟子望之間同心也、則起請文被書給了、不及記之、則氣卷一借之、

とあり、言経が、楠基四郎に軍敗の弟子となることを許して、起請文を書かせ、軍敗気卷一冊を貸し与えたことが知られるのである。

軍敗は、すなわち軍配兵法であり、天文・卜筮によって、日柄・方位・雲気等の吉凶を占い、それによって兵を動かすことを主体とした兵法の一類である。例えば、『吾妻鏡』治承四年八月六日条に、

召邦道・昌長等於御前有卜筮、又以来十七日寅卯尅、点可被誅兼隆之日時訖、

とあるのは、頼朝が拳兵の日時を、この軍配術によって決したことを示している。

『言経卿記』天正十年九月十九日条には、

大和宗恕来臨了、大良房真実同印相伝了、祝着了、一切勝負二勝云々、金瘡薬共相伝了、又軍敗伝共、又気候共相伝有度

之由被申、大略令相伝了、又気卷三卷借用、遣了、

と見えていることである。言経は、楠基四郎ばかりでなく、親交あつた大和宗恕などにも軍敗を伝授しており、軍配兵法に精通した兵法家でもあつたようである。

言経の父言経は、叔母の男にあたる上泉信綱（上泉流軍配兵法で知られる兵法家）から軍配兵法の伝授をうけており、『言経卿記』永祿十二年五月廿三日条）、言経の軍敗兵法も、これを承けたものであらうと推定されている。^{注6)}また言経の弟以経も、橘家神軍伝兵法を伝える橘以諸の養子となつて後を継いでいるというように、山科家は兵法家との縁が深く、言経が兵法に通じていたことも故なしとしないのである。

六

一方、言経から軍敗兵法の伝授を受けた楠基四郎の父楠正虎（長語）も、例えば、僧日潮の『本化別頭仏祖統記』^{注9)}享保十六年（成立）巻二十四、「優婆塞」の列伝に、

楠氏河内守正虎者正成之裔、仕織田信長公有功、秀吉公少時師之劍術軍略所之得利年老矣、

とあるように、楠流兵法の淵源たる楠正成の苗裔と称したばか

りでなく、「劍術軍略」にも長じていたとされている。正虎は、「九州陣道の記」という著作があるように、信長・秀吉の右筆として従軍し、実際の戦闘も経験したようである。こうした父を持った楠基四郎が、軍略・兵法への関心を抱き、言経から軍敗兵法の伝授をうけたということは、ごく自然のなりゆきであったように思われる。

このようにみると、「言経卿記」に登場する「楠基四郎」(「楠基兵衛」)が、南木流兵法中興の祖「楠不伝正辰」である可能性はあり得るけれども、なお確証に欠けるとすべきであろう。ただし、このことは、小稿の追求課題ではなく、むしろ日本兵法史の問題であろう。小稿で注目したいと思うのは、次の二点である。

第一に、「太平記」を、さまざまな相手に読み聞かせて、当代の「太平記読み」ともいえる山科言経が、兵法家としても一家を成した人物であったということである。「太平記」を改道と兵法・武略の面から評論した「太平記評判秘伝理尽抄」によって楠流兵法を興し、またいわゆる理尽抄講釈を始めた大運院陽翁なども、ほぼ言経と同時代の人物と思われるが、「太平記」を兵法・軍略の書として受容する傾向が、中世末から近世初めにかけて目立つようになり、「太平記」享受の一潮流をなしていた

ことは、旧稿^(注6)でも指摘した通りである。軍敗兵法に通暁した言経の「太平記」に対する関心も、そうした当代の風潮と無縁ではなかったであろうと想像されるのである。

第二に興味深いのは、その言経から、天正十一年八月十一日に、軍敗兵法の伝授をうけた楠基四郎が、その数日前の八月二日および四日に、同じ言経から「太平記」を聴聞していることである。楠基四郎は、前述のように、楠正成の子孫を自称し、永祿二年(一五五九)には、先祖正成以来の朝敵の勅免をうけた大饗正虎(楠長譜)の一子であるから、正成に英雄としての特別の位置を与え、楠木一族の活躍を大きくとりあげている「太平記」に、並み並みでない関心を寄せていたであろうことは容易に想像できることである。「太平記」を、わが先祖・一門の勲功記として受容する風潮も、中世において顕著な「太平記」受容の一側面であったことは、周知の通りである。^(注7)ただし、この楠基四郎の場合は、それだけではなく、兵法・軍略を学ぶ立場から、言経に「太平記」を改めて読んでもらおうという意図もあったかもしれない。

天正十一年八月二日および同四日において、言経が「楠基四郎」に「太平記」一卷を読み聞かせたという「言経卿記」の記事に関連して、「太平記」受容史の面から、考えられるのは、ほ

ば以上のようなことである。

(未完)

- 注 (1) 花田雄吉氏「言経師記」考(高橋隆三先生喜寿記念論集 古記録の研究)所収、昭45、統群書類従完成会。
- (2) 「太平記」古活字版は、慶長七年(一六〇二)版と推定される無刊記本があるが、刊記を有するものでは慶長八年版が最も古い。
- (3) 後藤丹治氏「日本文学書目解説(4)室町時代」岩波講座日本文学、昭7、岩波書店。
- (4) 小川要一氏「言経と『太平記』」(中世文芸)第三十九号、昭42(11)。注4の小川氏論文。
- (5) 「国史大辞典」第二卷(昭55、吉川弘文館)所載「大饗正虎」の項(三浦圭一氏担当)。
- (7) 生田目経徳氏「楠木氏新研究」(昭14、清教社)一四六頁所引に換る。
- (8) 島田貞一氏「楠流兵法(総論—日本兵法学の諸流、第四章)」(日本兵法全集六「諸流兵法」上巻所収、昭42、人物往来社)。
- (9) 石岡久夫氏「日本兵法史」上巻、一八五頁(昭47、雄山閣)。「日蓮宗全書」史伝部「本化別頭祖統記」(明43、日蓮宗全書出版会)、巻二十四「優婆塞」の項。
- (10) 拙稿「中世における『太平記』の享受」(鑑賞日本の古典13『太平記』所収、昭55、尚学図書)。
- (11) 拙稿「『太平記』研究史—中・近世篇(1)」(『太平記研究』第1号、昭46・12)参照。